

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

税務調査手続が争われた事例



鈴木 涼介【神田】

はじめに

今回は、税務調査手続に関する訴訟をご紹介します。

I. 無予告調査に係る要件

R3. 10. 6東京地裁
(棄却、控訴) Z271-13613

<事案の概要>

この事案は、A社が、税務署長により国税通則法（通則法）74条の10に基づく無予告調査を受けた結果、税務署長から、法人税、消費税及び地方消費税の更正処分をそれぞれ受けたところ、本件各更正処分はいずれも通則法74条の10に反する違法な手続に基づくものであるなどとして、本件各更正処分の取消しを求めた事案です。

<東京地裁の判断>

東京地裁は、下記のように判断して、A社の請求を棄却しました。

1. 無予告要件

無予告要件（通則法74の10）は、税務署長等が課税庁保有情報に鑑み、調査の相手方である納税義務者による違法又は不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれその他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合を指すところ、課税庁保有情報に鑑み、事前通知をすることにより、納税義務者において、調査に必要な帳簿書類その他の物件を破棄し、移動し、隠匿し、改ざんし、変造し、又は偽造することが合理的に推認される場合には、無予告要件を満たすものというべきである。

2. 無予告理由の説明義務

通則法74条の10は、無予告要件を満たす場合には、実地の調査に当たり、事前通知を要しない旨を規定するのみであり、その文言上、無予告調査がされた場合に、税務署長等に対し、税務

調査の過程で、無予告理由を調査の相手方である納税義務者に説明すべき義務を負わせるものとは解されない。

3. 当てはめ

① 税務署長が本件無予告調査に際して保有していた情報（本件課税庁保有情報）によれば、A社は、取引先からの売上代金の一部をA社代表者名義の本件預金口座で受け入れていながら、A社の法人税確定申告書の「預貯金等の内訳書」に本件預金口座を記載していなかったことが認められるところ、一般に、設立から相当期間が経過した法人において、法人の売上代金を、法人名義の預金口座ではなく、あえて代表者個人名義の預金口座により受け入れなければならない事情があるとはいえない。

② また、A社及びA社代表者の申告内容を前提とすると、A社代表者からA社に対し、A社代表者の年収を超える額の資金が移動していることになるところ、法人の代表者の年収を超える額の資金が複数年にわたり継続して法人の代表者から法人に流入しているというのは法人の経営上の資金の流れとして、一般的に不自然なものといえる。

③ 税務署長において、上記①②の諸事情から、A社が本件預金口座を利用した売上除外及び除外売上金の還流を行っていることを想定したことは不合理なものといえることはできない。

④ 仮に、実地の調査に当たり、事前通知をした場合には、A社において、調査に必要な帳簿書類その他の物件を破棄し、移動し、隠匿し、改ざんし、変造し、又は偽造することが合理的に推認されるといえるから、本件無予告調査に際しては、本件課税庁保有情報に鑑み、調査の相手方である納税義務者による違法又は不当な行為を容易にし、正確な課

税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれその他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合にあったといえる。

⑤ したがって、本件無予告調査は無予告要件を満たしており、本件無予告調査を行ったことに通則法74条の10に反する違法はない。また、無予告理由の説明義務を負うことはないから、税務署長が本件税務調査の過程で本件無予告調査に係る無予告理由をA社に説明しなかったことについて、通則法74条の10に反する違法はない。

II. 事前通知の主体

H29. 11. 2
(棄却、控訴) Z267-13085
H30. 4. 18
(棄却、上告・上告受理申立て)
Z268-13143
H30. 11. 30
(棄却・不受理) Z268-13217

<事案の概要>

この事案は、X社が、処分行政庁から、法人税、消費税及び地方消費税の重加算税等賦課決定処分を受けたのに対し、処分行政庁の調査担当職員がX社について実地の調査を行うに先立ち、通則法74条の9第1項に基づく税務署長による調査の事前通知を欠くこと等により本件各賦課決定処分は違法であるとして、その取消しを求めた事案です。

<東京地裁の判断>

東京地裁は、下記のように判断して、X社の請求を棄却しました。

① 調査に際して事前通知をすべきものとされる趣旨は、調査手続の透明性、納税者の予見可能性の確保にあり、平成13年3月27日付け国税庁長官通達「税務調査の際の事前通知に

ついて（事務運営指針）」に基づき、調査の実務上、かねて行われていたものであるところ、本件改正により、同法に事前通知に係る規定を設け、事前通知を法制化し、明確化することとされたものである。

② 当該職員は、税務署長等の補助機関であるから、税務署長等の補助機関として税務署長等の職務を遂行することができるところ、調査手続の透明性、納税者の予見可能性の確保という上記の事前通知の立法趣旨は、当該職員が税務署長等の補助機関として事前通知をすることによっても、全うされるものといえることができ、また、本件改正前の取扱いと同様に事前通知を当該職員に行わせ得るとすることにより、これを適時的確にすることができ、国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資する（通則法1）といえることができる。

③ 通則法74条の9第1項の制定経緯、事前通知の趣旨、当該職員の地位等に照らすと、税務署長等は、所属の当該職員に事前通知に係る事務を行わせることができるものと解すべきことは明らかというべきである。

④ 本件調査について、事前通知がされておらず本件各賦課決定処分は違法である旨のX社の主張は理由がない。

おわりに

TAINSで検索される場合は、〔詳細検索〕⇒〔TAINSキーワード〕欄に、「税務調査」、「事前通知」と入力してください。

TAINSの入会については、ホームページ上にあるお問い合わせフォームもしくはメール<info@tains.or.jp>にてお問い合わせください。

会計事務所の
システムなら

MJS

ミロク情報サービス

特長1 会計事務所向けERPで、顧問先情報の一元管理を実現。会計事務所の機動力を強化。

特長2 各種システムの連携で顧問先の早期決算を実現。自計化も支援。

特長3 全国対応!安心して導入・運用できる環境や業務効率化の実現をワンストップで提供。



MJS 株式会社ミロク情報サービス

MJS 会計事務所向け

検索

